

健康保険 傷病手当金 支給申請書 記入の手引き

被保険者が病気やケガのため仕事に就くことができず、給与が受けられない場合の生活保障として、給付金を受ける場合にご使用ください。

申請書は4ページです。漏れなく正確にご記入ください。

申請者情報、申請内容

被保険者ご自身がご記入ください。
被保険者が亡くなっている場合は、相続人の方が申請者としてご記入ください。

事業主証明

事業主に記入を
依頼してください。

療養担当者の意見書

担当医師に記入を
依頼してください。

1/4ページ

2/4ページ

3/4ページ

4/4ページ

添付書類 (※1、※2) を ご用意ください。(コピーと指定していないものは原本が必要です。)

■入社して1年以内の方	●傷病手当金・現状確認書兼同意書(※3)
■障害厚生年金の給付を受けている方	●年金給付額等がわかる書類(以下のすべての書類が必要です) ・障害厚生年金給付の年金証書またはこれに準ずる書類のコピー ・障害厚生年金の直近の額を証明する書類(年金額改定通知書等)のコピー
■障害手当金の給付を受けている方	●年金給付額等がわかる書類 ・障害手当金の支給を証明する書類のコピー
■老齢退職年金の給付を受けている方 (申請期間が資格喪失後の場合)	●年金給付額等がわかる書類(以下のすべての書類が必要です) ・老齢退職年金給付の年金証書またはこれに準ずる書類のコピー ・老齢退職年金の直近の額を証明する書類(年金額改定通知書等)のコピー
■労災保険から休業補償給付を受けている方	●休業補償給付支給決定通知書のコピー
■傷病の原因が第三者の行為(交通事故やけんか等)によるものである場合	●第三者行為による傷病届(※3)
■被保険者が亡くなられ、 相続人が請求する場合	●被保険者との続柄がわかる「戸籍謄本」等

※1) 給付金の支給決定後は、ご提出いただいた書類の返却はできません。

※2) 証明書等が外国語で記載されている場合は、翻訳文を添付してください。
(翻訳文には、翻訳者が署名し、住所および電話番号を明記してください。)

※3) 日清食品グループ健康保険組合のホームページより印刷してください。

次ページに記入例があります。➡

- ・申請書は、楷書で枠内に丁寧に記入ください。記入見本 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 ア イ ウ
- ・生年月日、日付が一桁の場合は、左のマスで0で埋めてください。
- ・訂正される場合は、訂正箇所を二重線で抹消して、正しい内容をご記入ください。

1 記号・番号は
・保険証(R6.12.1以前発行)
・資格確認書
・資格情報のお知らせ
・マイナポータル
のいずれからご確認ください。

2 被保険者の生年月日をご記入ください。

3 被保険者の氏名と氏名(カタカナ)をご記入ください。なお、被保険者の氏名(カタカナ)は、振込手続き時に使用します。

被保険者が亡くなられて、相続人の方が申請される場合は、申請される方の氏名と氏名(カタカナ)をご記入ください。(住所も同様です。)

健康保険 傷病手当金 支給申請書

被保険者記入用

傷

被保険者が病気やケガのため仕事に就くことができず、給与が受けられない場合の生活保障として、給付金を受ける場合にご使用ください。
なお、記入方法および添付書類等については「記入の手引き」をご確認ください。

被保険者証		記号(左づめ)	番号(左づめ)	生年月日
2170002321		1	1	610122
氏名		ニッシン タロウ		
氏名		日清 太郎		
郵便番号		1050000	電話番号	090XXXXXXX
住所		東京 港区 1-1 △△マンション101		
振込先指定口座は、上記申請者氏名と同じ名称の口座をご指定ください。				
金融機関名称	〇〇〇〇	支店名	〇〇〇〇	口座番号
預金種別	普通預金	1234567		

2 ページ目に続きます。 >>>

社会保険労務士の
提出代行者名記入欄

健康保険 傷病手当金 支給申請書

被保険者記入用

被保険者氏名 日清 太郎

工作中(通勤途中)の 病気や負傷(ケガ)の場合

■労災保険からの給付が原則
工作中(通勤途中)の病気やケガ
については、原則労災保険給付の
対象となり、健康保険給付の対象
外となります。

■健康保険からの給付が行われる
場合
労災保険給付の対象とならない場
合は、健康保険の給付対象となり
ます。

申請期間 (療養のために休んだ期間)	6	令和 04 年 11 月 14 日から 令和 04 年 12 月 31 日まで
被保険者の仕事の内容 (退職後の申請の場合は、退職後の仕事の内容)	7	経理担当事務 入社日 令和5年4月1日
傷病名	8	☒ 療養担当者記入欄(4ページ)に記入されている傷病による申請である場合は、左記に 別添付による申請を行う場合は、別途その申請書に対する療養担当者証明を添付してください。
発病・負傷年月日	2	平成 04 年 11 月 13 日
傷病の原因	9	1. 仕事以外(業務外)での傷病 2. 仕事(業務上)での傷病 3. 通勤途中での傷病
傷病の原因は第三者の行為(交通事故や ケンカ等)によるものですか。	2	1. はい 2. いいえ 「1. はい」の場合、別途「第三者行為による傷病」をご提出ください。
療養期間(療養のために休んだ期間)に制限を受 けましたか。	1	1. はい 2. いいえ
「はい」と答えた場合、専任医師(専任 主治医)に記入されている期間と一致しますか。	1	1. はい 2. いいえ 事業主へご確認のうえ、正しい証明を添付してください。
1 障害年金・障害手当金について 今般障害年金を申請するものと同一の期間で 「障害厚生年金」または「障害基礎年金」を請求し ていますか(同一の期間で障害年金を請求して いる場合は、傷病手当金の額を調整します)。	2	1. はい 2. いいえ 「1. はい」の場合
2 老齢年金等について 傷病手当金による療養期間中に老齢年金の請求について、 傷病手当金を申請する場合はご記入ください。 老齢または障害を事由とする公的年金を請求し ていますか(老齢年金を請求している場合は、傷 病手当金の額を調整します)。	2	1. はい 2. いいえ 「1. はい」の場合
年金の給 付状況		年金 コード 支給開始 年月日 年金額
3 「1」または「2」を「はい」と答えた場合の み、ご記入ください。		
労災補償 今日傷病手当金を申請する期間において、 別添付により、労災保険から休業補償給付を 受けていますか。	10	1. はい 2. 請求中 3. いいえ 「1. はい」の場合

厚労省用(おページ目)を添付します。

12 / 24

6 傷病のため労務に服することができなかった期間
をご記入ください。
この申請書は、申請期間が経過する前に提出す
ることはできません。
(申請期間が経過した後にご提出ください。)

7 お仕事の内容は、「経理担当事務」「プログラ
マー」など具体的に記入してください。(退職後の申請
の場合は、在職時のお仕事の内容をご記入くださ
い。)
また、入社して1年以内の方は別紙「傷病手当金・
現状確認書兼同意書」をご提出ください。

8 申請の傷病名が療養担当者記入欄(4ページ目)
に記入されている傷病名と同じ場合には、☒してくだ
さい。
相違する場合には、その傷病に対する療養担当者
の証明を受けてください。

9 工作中(業務上)、通勤途中の原因による病気やケガについては、原則
労災保険給付の対象となります。
・労災保険給付を「3.未請求」の場合は、労災保険給付にご請求くださ
い。
・労災保険給付に該当するかどうかわからない場合は、労働基準監督
署にご相談ください。

・労災保険給付の請求と並行して傷病手当金を請求する場合は、⑤-2
で「2.請求中」を選択してください。
・労災保険給付の支給が決定された後、給付内容が重複した場合は、
健康保険により給付した全額または一部をご返納いただきます。

10 傷病手当金の申請期間において、別の原因で労災保険から休業補償
給付を受けている(受ける)場合は、傷病手当金は支給されません。
ただし、休業補償給付の日額が傷病手当金の日額より低い場合は、差
額が支給されます。
この申請の場合は、「休業補償給付支給決定通知書」のコピーを添付
してください。

健康保険 傷病手当金 支給申請書

事業主記入用

労務に服することができなかった期間（申請期間）の勤務状況および賃金支払い状況等をご記入ください。

被保険者氏名 (カタカナ)		ニッシン タロウ																													
生年月日		04 11																													
11		04 12																													
12		04 10 01																													
13		05 01 10																													
14		04 11 30																													
15		04 11 14																													
16		04 12 29																													
17		04 12 30																													
18		04 12 30																													
19		04 12 30																													
20		04 12 30																													
21		04 12 30																													
22		04 12 30																													
23		04 12 30																													
24		04 12 30																													
25		04 12 30																													
26		04 12 30																													
27		04 12 30																													
28		04 12 30																													
29		04 12 30																													
30		04 12 30																													
31		04 12 30																													
32		04 12 30																													
33		04 12 30																													
34		04 12 30																													
35		04 12 30																													
36		04 12 30																													
37		04 12 30																													
38		04 12 30																													
39		04 12 30																													
40		04 12 30																													
41		04 12 30																													
42		04 12 30																													
43		04 12 30																													
44		04 12 30																													
45		04 12 30																													
46		04 12 30																													
47		04 12 30																													
48		04 12 30																													
49		04 12 30																													
50		04 12 30																													
51		04 12 30																													
52		04 12 30																													
53		04 12 30																													
54		04 12 30																													
55		04 12 30																													
56		04 12 30																													
57		04 12 30																													
58		04 12 30																													
59		04 12 30																													
60		04 12 30																													
61		04 12 30																													
62		04 12 30																													
63		04 12 30																													
64		04 12 30																													
65		04 12 30																													
66		04 12 30																													
67		04 12 30																													
68		04 12 30																													
69		04 12 30																													
70		04 12 30																													
71		04 12 30																													
72		04 12 30																													
73		04 12 30																													
74		04 12 30																													
75		04 12 30																													
76		04 12 30																													
77		04 12 30																													
78		04 12 30																													
79		04 12 30																													
80		04 12 30																													
81		04 12 30																													
82		04 12 30																													
83		04 12 30																													
84		04 12 30																													
85		04 12 30																													
86		04 12 30																													
87		04 12 30																													
88		04 12 30																													
89		04 12 30																													
90		04 12 30																													
91		04 12 30																													
92		04 12 30																													
93		04 12 30																													
94		04 12 30																													
95		04 12 30																													
96		04 12 30																													
97		04 12 30																													
98		04 12 30																													
99		04 12 30																													
100		04 12 30																													
101		04 12 30																													
102		04 12 30																													
103		04 12 30																													
104		04 12 30																													
105		04 12 30																													
106		04 12 30																													
107		04 12 30																													
108		04 12 30																													
109		04 12 30																													
110		04 12 30																													
111		04 12 30																													
112		04 12 30																													
113		04 12 30																													
114		04 12 30																													
115		04 12 30																													
116		04 12 30																													
117		04 12 30																													
118		04 12 30																													
119		04 12 30																													
120		04 12 30																													
121		04 12 30																													
122		04 12 30																													
123		04 12 30																													
124		04 12 30																													
125		04 12 30																													
126		04 12 30																													
127		04 12 30																													
128		04 12 30																													
129		04 12 30																													
130		04 12 30																													
131		04 12 30																													
132		04 12 30																													
133		04 12 30																													
134		04 12 30																													
135		04 12 30																													
136		04 12 30																													
137		04 12 30																													
138		04 12 30																													
139		04 12 30																													
140		04 12 30																													
141		04 12 30																													
142		04 12 30																													
143		04 12 30																													
144		04 12 30																													
145		04 12 30																													
146		04 12 30																													
147		04 12 30																													
148		04 12 30																													
149		04 12 30																													
150		04 12 30																													
151		04 12 30																													
152		04 12 30																													
153		04 12 30																													
154		04 12 30																													
155		04 12 30																													
156		04 12 30																													
157		04 12 30																													
158		04 12 30																													
159		04 12 30																													
160		04 12 30																													
161		04 12 30																													
162		04 12 30																													
163		04 12 30																													
164		04 12 30																													
165		04 12 30																													
166		04 12 30																													
167		04 12 30																													
168		04 12 30																													
169		04 12 30																													
170		04 12 30																													
171		04 12 30																													
172		04 12 30																													
173		04 12 30																													
174		04 12 30																													
175		04 12 30																													
176		04 12 30																													
177		04 12 30																													
178		04 12 30																													
179		04 12 30																													
180		04 12 30																													
181		04 12 30																													
182		04 12 30																													
183		04 12 30																													
184		04 12 30																													
185		04 12 30																													
186		04 12 30																													
187		04 12 30																													
188		04 12 30																													
189		04 12 30																													
190		04 12 30																													
191		04 12 30																													
192		04 12 30																													
193		04 12 30																													
194		04 12 30																													
195		04 12 30																													
196		04 12 30																													
197		04 12 30																													
198		04 12 30																													
199		04 12 30																													
200		04 12 30																													
201		04 12 30																													
202		04 12 30																													
203		04 12 30																													
204		04 12 30																													
205		04 12 30																													
206		04 12 30																													
207		04 12 30																													
208		04 12 30																													
209		04 12 30																													
210		04 12 30																													
211		04 12 30																													
212		04 12 30																													
213		04 12 30																													
214		04 12 30																													
215		04 12 30																													
216		04 12 30																													
217		04 12 30																													
218		04 12 30																													
219		04 12 30																													
220		04 12 30																													
221		04 12 30																													
222		04 12 30																													
223		04 12 30																													
224		04 12 30																													
225		04 12 30																													
226		04 12 30																													
227		04 12 30																													
228		04 12 30																													
229		04 12 30																													
230		04 12 30																													
231		04 12 30																													
232		04 12 30																													
233		04 12 30																													
234		04 12 30																													
235		04 12 30																													
236		04 12 30																													
237		04 12 30																													
238		04 12 30																													
239		04 12 30																													
240		04 12 30																													
241		04 12 30																													
242		04 12 30																													
243		04 12 30																													
244		04 12 30																													
245		04 12 30																													
246		04 12 30																													
247		04 12 30																													
248		04 12 30																													
249		04 12 30																													
250		04 12 30																													
251		04 12 30																													
252		04 12 30																													
253		04 12 30																													
254		04 12 30																													
255		04 12 30																													
256		04 12 30																													
257		04 12 30																													
258		04 12 30																													
259		04 12 30																													
260		04 12 30																													
261		04 12 30																													
262		04 12 30																													
263		04 12 30																													
264		04 12 30																													
265		04 12 30																													
266		04 12 30																													
267		04 12 30																													
268		04 12 30																													
269		04 12 30																													
270		04 12 30																													
271		04 12 30																													
272		04 12 30																													
273		04 12 30																													
274		04 12 30																													
275		04 12 30																													
276		04 12 30																													
277		04 12 30																													
278		04 12 30																													
279		04 12 30																													
280		04 12 30																													
281		04 12 30																													
282		04 12 30																													
283		04 12 30																													
284		04 12 30																													
285		04 12 30																													
286		04 12 30																													
287		04 12 30																													
288		04 12 30																													
289		04 12 30																													
290		04 12 30																													
291		04 12 30																													
292		04 12 30																													
293		04 12 30																													
294		04 12 30																													
295		04 12 30																													
296		04 12 30																													
297		04 12 30																													
298		04 12 30																													
299		04 12 30																													
300		04 12 30																													
301		04 12 30																													
302		04 12 30																													
303		04 12 30																													
304		04 12 30																													
305		04 12 30																													
306		04 12 30																													
307		04 12 30																													
308		04 12 30																													
309		04 12 30																													
310		04 12 30																													
311		04 12 30																													
312		04 12 30																													
313		04 12 30																													
314		04 12 30																													
315		04 12 30																													
316		04 12 30																													
317		04 12 30																													
318		04 12 30																													
319		04 12 30																													
320		04 12 30																													
321		04 12 30																													
322		04 12 30																													
323		04 12 30																													
324		04 12 30																													
325		04 12 30																													
326		04 12 30																													
327		04 12 30																													
328		04 12 30																													
329		04 12 30																													
330		04 12 30																													
331		04 12 30																													
332		04 12 30																													
333		04 12 30																													
334		04 12 30																													
335		04 12 30																													
336		04 12 30																													
337		04 12 30																													
338		04 12 30																													
3																															

健康保険 傷病手当金 支給申請書

4 ページ

療養担当者記入用

患者氏名 (カタカナ)	ニ ッ シ ン タ ロ ウ												
14 労務不能と認められた期間 (勤務先での従事する業務に就くことができない期間をいいます。)	平成 04 年 11 月 14 日 から 平成 04 年 12 月 31 日 まで												
15 傷病名 (労務不能と認められた期間を記入ください)	鎖骨骨折						初診日 療養の給付の開始 (年月日)	平成 04 年 11 月 13 日					
発病または負傷の原因	自宅の庭で梯子から落下して受傷												
発病または負傷の 年月日	平成 04 年 11 月 13 日												
16 労務不能と認められた期間に診療した日がありましたか。	1. はい 2. いいえ												
療養担当者(医師等)の意見 上記期間中における「主たる症状及び経過」「治療内容、検査結果、療養指導」等	鎖骨バンドで鎖骨を固定した。 骨折した部位が固定するまで安静が必要で、固定後もリハビリが必要なため、労務不能と判断した。												
上記のとおり相違ないことを証明します。													
医療機関の所在地	東京都品川区△△1-1												
医療機関の名称	〇〇総合病院												
医師の氏名	保険 五郎												
電話番号	03-XXXX-XXXX												

4 / 4

【療養担当者の方へ】

14 治療期間ではなく、療養のため就労できなかったと認められる期間の始期と終期をご記入ください。
期間のうち、労務不能と認められる期間が一部の場合は、右側の余白に労務不能と認められる日をご記入ください。

15 労務不能と認められる傷病名をご記入ください。

16 症状および経過、労務不能と認められた医学的な所見を詳しくご記入ください。

注1) 訂正される場合は、訂正箇所を二重線で抹消して、正しい内容をご記入ください。

注2) 病院を転院した場合は、それぞれの病院で療養担当者(医師等)の意見を受けてください。

傷病手当金の支給要件等

支給を受ける条件

被保険者が病気やケガ(負傷)の療養のため仕事を休み、給与を受けられないなど、次の条件を満たした場合は、傷病手当金が支給されます。

1 業務外の事由による病気やケガのため療養中であること

2 仕事につけないこと(労務不能)

労務不能の判定は、療養担当者(医師等)の意見を基に被保険者の従事する業務の種別を考慮し、本来の業務に耐えられるか否かを基準として行います。

3 3日間連続して仕事を休み、4日目以降にも休んだ日があること

3日間連続して休んだことを『待期完成』と言います。
なお、待期完成に要した3日間に対しては傷病手当金は支給されません。

【待期完成の考え方】 ※凡例 休:無給休暇 有:有給休暇 公:土日祝等の会社で定められた休暇 出:出勤

例1) 3日間連続して仕事を休んだ場合 ⇒ ○:待期完成



例2) 3日間連続して仕事を休んでいない場合 ⇒ ×:待期未完成



例3) 出勤を挟み、その後3日間連続して仕事を休んだ場合 ⇒ ○:待期完成



例4) 公休日・有休日を含んで3日間連続して仕事を休んだ場合 ⇒ ○:待期完成



注)勤務時間中に業務外の事由による傷病のため仕事につけなくなり、その後の仕事を休んだ場合は、その日を含め3日間連続して休むと待期が完成します。

4 給与(報酬)の支払いがないこと

休んだ期間についての給与の支払いがあってもその給与の日額が、傷病手当金の日額より少ない場合は、その差額が支給されます。

＜被保険者資格喪失後に継続して傷病手当金を受ける場合＞

被保険者の資格を喪失した場合でも、次の①・②・③に該当した場合は引き続き支給を受けることができます。

- ①資格喪失日の前日(退職日等)までに被保険者期間が継続して1年以上(任意継続被保険者期間は除く)あること
- ②資格喪失日の前日(退職日等)に傷病手当金の支給を受けているか、または受けられる状態(上記支給を受ける条件1～3を満たしている)にあること
- ③資格喪失後も引き続き同一の傷病により、上記支給を受ける条件1、2を満たす状態であること

支給期間と支給額

1 支給期間

傷病手当金は支給が始まった日(支給開始日)から支給期間(実際に支給された期間)を通算して1年6か月の期間を限度として、支給されます。支給開始日は、実際に傷病手当金の支給が開始された日となります。
ただし、支給開始日が令和2年7月1日以前のものについては、支給開始日から1年6か月までの期間で支給を受ける条件を満たしている日について支給されます。



2 支給額

1日当たりの金額:【支給開始日以前12か月間の各標準報酬月額を平均した額】(※)÷30日×(2/3)

(支給開始日とは、一番最初に傷病手当金が支給された日のことです。)

(※)支給開始日以前の期間が12か月に満たない場合は、㉔と㉕を比べて少ない方の額を使用して計算します。

㉔ 支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額

㉕ 当該年度の前年度9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額(支給開始日が平成31年4月1日以降の場合、30万円)

3 傷病手当金の調整

①～⑤にあてはまる場合、傷病手当金の支給額の一部または全部が調整されます。

① 給与の支払いがあった場合

休んだ期間について、給与の支払いがある場合、傷病手当金は支給されません。ただし、休んだ期間についての給与の支払いがあってもその給与の日額が、傷病手当金の日額より少ない場合、傷病手当金と給与の差額が支給されます。

② 障害厚生年金または障害手当金を受けている場合

同一の傷病等による厚生年金保険の障害厚生年金または障害手当金を受けている場合、傷病手当金は支給されません。ただし、障害厚生年金の額(同一支給事由の障害基礎年金が支給されるときはその合算額)の360分の1が傷病手当金の日額より少ない場合は、その差額が支給されます。また、障害手当金の場合は、傷病手当金の額の合計額が障害手当金の額に達することとなる日までの間、傷病手当金は支給されません。

③ 老齢退職年金を受けている場合

資格喪失後に傷病手当金の継続給付を受けている方が、老齢退職年金を受けている場合、傷病手当金は支給されません。ただし、老齢退職年金の額の360分の1が傷病手当金の日額より少ない場合は、その差額が支給されます。

④ 労災保険から休業補償給付を受けている場合

業務外の理由による病気やけがのために労務不能となった場合でも、別の原因で労災保険から休業補償給付を受けている期間中は、傷病手当金は支給されません。ただし、休業補償給付の日額が傷病手当金の日額より少ないときは、その差額が支給されます。

⑤ 出産手当金を同時に受けられるとき

傷病手当金の額が出産手当金の額よりも多ければ、その差額を支給することになります。

※なお、傷病手当金を受け取った後に、①～④に該当している事が判明した場合は、傷病手当金をお返しいただくことになります。

申請期限

健康保険給付を受ける権利は、受けることができるようになった日の翌日(消滅時効の起算日)から2年で時効になります。

傷病手当金の消滅時効の起算日は、労務不能であった日ごとにその翌日となります。